

第9回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

- 1 日 時 平成23年3月18日(金) 午後1時30分～午後3時
- 2 場 所 大阪市役所 7階 第4委員会室
- 3 出席者 (委員) 阪井委員長、細見副委員長、小野委員、松下委員
(大阪市) 杉本市民局長、村上市民局理事、山本市民局市民部長
林市民局人権室長
岡田教育委員会事務局総務部長、藪本健康福祉局生活福祉部長
ほか
- 4 議 題 地対財特法期限後の事業等の見直しの進捗状況について

5 議事要旨

○資料に基づき、市側より、昨年度末に方策を確定して、見直しを完了した後、今年度に継続して取り組んでいる3項目「高等学校等奨学金・大学奨学金の債権処理」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場等に係る市有財産の有償化」の取り組み状況について説明

- ・高校・大学奨学金については、前回の見直し監理委員会において債権処理方策の方向性について確認いただき、22年5月に「奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例案」を制定し、9月には、返還免除の規定について一部を改正した。
また、23年4月からは、高校・大学奨学金の債権管理を一括して行う体制を整備し、適切かつ確実な債権管理・債権回収に取り組んでまいりたい。
- ・未利用地等の管理及び駐車場の管理運営については、駐車場・空地・グラウンド等々で44箇所あり、「売却するもの」27件、「事業化または売却」15件、「駐車場暫定利用」2件である。また、この駐車場暫定利用は、一時貸付の一般競争入札により選定した事業者のもとで4月より暫定利用を開始する。
- ・共同浴場等に係る市有財産の有償化については、有償譲渡（売却）1箇所、有償貸付（賃貸契約）6箇所（内4箇所契約締結完了）、有償貸付予定4箇所、利用廃止3箇所（利用廃止1箇所、廃止予定2箇所）である。

○委員からの主な意見等は次のとおり

(高校・大学奨学金について)

- ・この施策を有効に進めていくため、現場での工夫、考え、教訓のようなものがあれば聞かせていただきたい。
- ・返還免除対象者からの意見や考え、思いに対して、どのように対応していくのか。
- ・債権回収部門のロードマップ、位置付け、目処等の行政側の決意表明等があれば教え

ていただきたい。

- ・今年もしくは来年に、全対象者に説明を届けるという目標値を持って、その後は、個別に対処していくというように、メリハリをつけた方法を行っていくのはいいことだと思う。とりあえず1年のうちに、すべての人に分かり易く説明をし、また、実施している内容について、市民に対し説明責任を果たさないと、この問題はクリアしない。最初の一步を分かり易いものにし、実際には20年もたたずに早期に解決していくという決意表明をして頂きたい。

(未利用地等の管理及び駐車場の管理運営について)

- ・未利用地等の状況、活用方策について、特に売却の現状見通しについて、社会情勢、経済状況に照らしてもう少し説明いただきたい。
- ・土地の処分の問題については、どこの自治体、中央官庁についても、どのように運用していくか、財政に寄与するか、財政負担を少なくしていくか、アイデアを国民に募っている。その中で、たとえば、空き教室を保育所にする等、売却以外の運用方法も必要だと考える。

(社会的責任について)

- ・国際標準化機構が、平成22年11月1日に「社会的責任の手引き」を発行したが、市として対応はされているのか。
- ・ISO26000は認証するものではなく、政府や自治体も全部含めて社会的責任のガイドンス。その中に、公正性、透明性、説明責任が重要な視点のひとつとしてあげられている。今回の不祥事の根源的な問題は、そこにあったのではと感じるので、大阪市として関心を持って見ていただいた方がいいのではと思い参考までに申し上げる。

(共同浴場等に係る市有財産の有償化について)

- ・保健衛生に寄与するというのが共同浴場の設立趣旨というのは充分わかるが、条例の制定時から、時代の変化に伴い質的なものは変化してきていると思う。当初の趣旨にとらわれることなく、柔軟な発想が必要。時代のニーズに沿った施策の推進が非常に大切だと思う。

○市からの主な回答は次のとおり

(高校・大学奨学金について)

- ・高校・大学奨学金の借受者が重なっているケースが相当数あることから、4月1日以降はこれらを一本化して、教育委員会、健康福祉局を兼務する体制制度を置き、制度について熟知している専任の職員により対処していきたい。
- ・借受者の方に対し丁寧な説明を行い、借受者の理解と協力を頂くことに努めいくことしか、具体的な解決策はないと考えている。
- ・新条例によって返還期間を延長するという処置をとったため、最大で今後20年間債権

管理回収事務が続くことになる。返還免除の手続きや期間延長のための手続きを採って頂くまで、相当に丁寧な対応をしなければ、うまくいかないと考えている。その後はある程度ルーティーン化した作業になっていくと思われるので、最初に、返還免除対象者、非対象者いずれに対しても、きっちりと説明をしていくことを目標にしていく。目途については、現時点では、明確に申し上げるのは難しい状況である。

(未利用地等の管理及び駐車場の管理運営について)

- ・各々のスケジュールまでは絞りきれていないところもあるが、基本的には、財政状況が厳しい中、未利用地の売却により財源の確保を図っていくことを柱としており、条件整備が出来たところから、入札にかけていく。売却困難な土地については、先行きを見て、駐車場等の貸付に切り替える等、市の方針の下で、できるだけ有効に活用し、財源確保に努めるべく検討を進めている。

(社会的責任について)

- ・市政改革を進めていく中で、コンプライアンス改革というのは、ひとつの大きな柱になっている。ただちに、大阪市のコンプライアンス改革の取り組みと ISO26000 との関係性について、大阪市内で具体的に検討が進んでいるわけではないが、取り組んでいるコンプライアンスの水準を国際的な標準規格からみてどう評価するのかという観点で、全市レベルで整理していくため、情報収集を行う等、内容を勉強している段階であるので、もう少し時間がかかると考える。

(共同浴場等に係る市有財産の有償化について)

- ・確かに、条例の制定時から、時代背景も周辺の環境も随分変わってきているが、その一方で、高齢者の方々に利用されている状況もあり、丁寧な対応をして参りたい。

6 会議資料

- (1) 資料1 高等学校等奨学金・大学奨学金の債権処理について
- (2) 資料2 未利用地等の管理および駐車場の管理運営
- (3) 資料3 共同浴場等に係る市有財産の有償化について
- (4) 資料4 貸付金（回収事務）の状況について
- (5) 資料5 地対財特法期限後の事業等の見直しの結果（22年3月）

7 問い合わせ先

大阪市民政局市民部総務課（総務グループ）
電話：06-6208-7315
FAX：06-6202-7073
e-mail：ca0001@city.Osaka.lg.jp